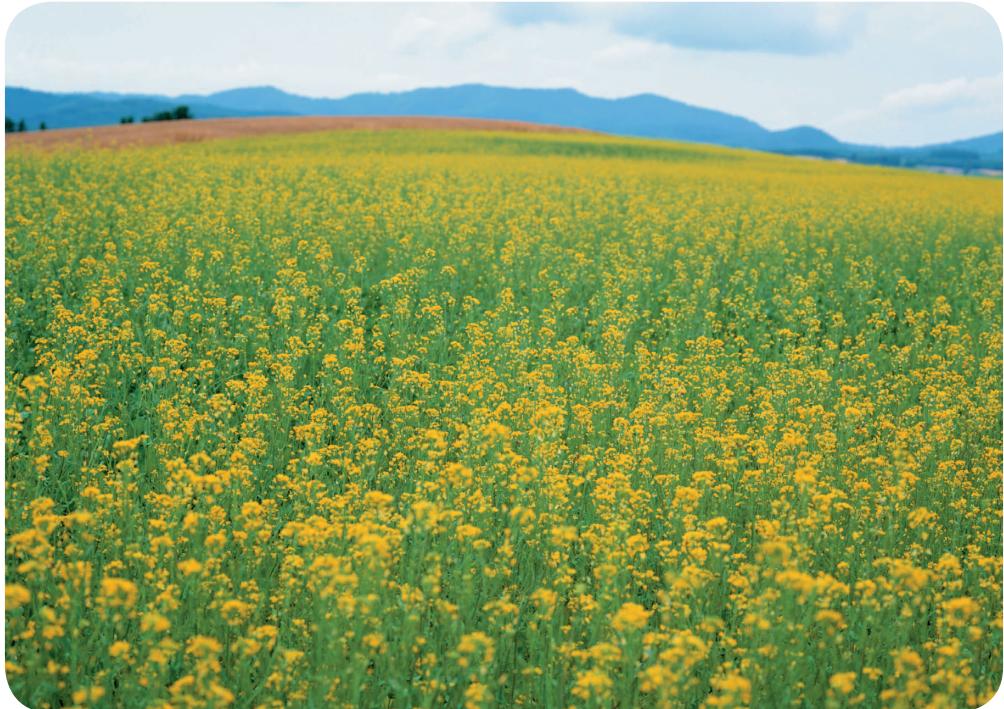


弁護士会の 多摩地区法律相談 センターニュース

No.23
2010/3



多摩地域市民に密着した法律相談センターを目指して

平成21年4月20日に裁判所立川支部が開庁し、早1年が経とうとしています。本年5月には裁判所立川支部の近くに立川市役所が移転しますが、この間、多摩地域の司法・行政機関の機能移転・充実化が進められ、また、弁護士も含め、司法書士・税理士・行政書士等の各士業・団体等の広告が各種メディアを通じて目に付く処であります。弁護士会は、多摩地域に2つの法律相談センター（立川・八王子）を設けておりますが、この法律相談センターが十分に多摩地域の市民に浸透していくことはますます期待されています。今後とも「弁護士会の法律相談センター」が皆様方に浸透するよう、さらに広報の強化を図る所存であります。敷居が高いと言われた弁護士による法律相談は遠い昔のことで、今は地域に密着した法律相談センターが必要です。皆様に安心して利用され、満足のいく法的サービスを提供する場として、是非とも皆様方にご活用されたく、お願い申し上げます。なお、昨年4月に装いを新たにした八王子法律相談センターでは、立川法律相談センターと同様に、土曜日相談を全日実施しており、また、試行的ではありますが、ナイター（夜間）相談も実施しておりますので、ご利用頂ければ幸いに存じます。

平成21年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター
運営委員会委員長 長尾亮

成年後見制度の利用

弁護士 関 戸 勉

1 成年後見制度の概要

一人暮らしをしている高齢者が精神上の障害により判断能力が不十分となったとき、訪問をした悪徳業者から金融商品等の購入をし、多額の金銭を騙しとられるといった被害が後を絶ちません。このような判断能力が不十分な人を法律的に保護するため、家庭裁判所が本人に対する援助者を選び、その援助者が本人のため活動するのが成年後見制度です。この制度は平成12年施行の民法改正により開始されました。

これには後見、保佐、補助の三種類があり、概要は以下のとおりです。

(1) 能力の程度と後見人らの権限

後見開始 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者 後見人の全面的代理権

保佐開始 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者 保佐人の民法13条掲記9項目の同意権、審判による特定の法律行為の代理権

補助開始 精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者 民法13条掲記9項目の一部についての審判による補助者の同意権、審判による特定の法律行為の代理権

(2) 申立のできる人 本人、配偶者、4親等内の親族他、市町村 補助については本人の同意が必要（同意しないときは同意に代わる許可の審判の申立可）

(3) 申立手続 精神科の医師による鑑定が必要 補助開始では精神科でない医者の診断書のみでも可能 このほか鑑定が不要の場合が増えている

(4) 後見人の主な事務 銀行預金等財産の管理 その他の法律行為、被後見人の法律行為の取消、身上監護

2 任意後見制度の概要

本人が将来能力が不十分となったときのために、任意後見制度があります。これは、委任者が精神

上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況になった場合に備え、自己の財産管理等の事務を受任者に委託し、その代理権を付与するものです。

任意後見契約は、公正証書により契約を締結し、その登記をします。

委任者の能力が不十分な状況になったとき、本人、配偶者、4親等内の親族、受任者の請求により、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し、後見が開始します。

3 成年後見制度運用の実情

65歳以上の人口は平成20年で2821万人(22.1%)のところ、認知症の患者は日本全体で150万から170万人といわれています。しかし、家庭裁判所への成年後見の申立件数は当初の見込みほど多くはありません。全国で平成20年で2万6459件です。

4 実務の事例から見た問題点

事理弁識能力の喪失や不十分となったことを誰がどのようにして気づくかが問題です。申立は基本的には本人の承諾を要件としており、補助については明文化されているところですが、自分自身の能力が不十分となったことや喪失したことを認識していない人については申立に至らないことがあります。このため本人は被害に遭ったり、被害が拡大することを防止することができないことがあります。

周囲の人が本人のこのような状態に気が付くことが大事です。周囲の人が被害に気付いたときは、速やかに弁護士等に法律相談をし、被害回復の訴訟等と成年後見の申立を試みる必要があります。

被害回復の訴訟においては、本人が被害の事実を述べる能力がなく、被害を受けた事実そのものの立証も困難なものになります。周囲の者による早期発見と早期の申立が重要です。

申立をする親族のいない場合には、市町村に対して申立を促すことができます。

特定商取引法の改正

弁護士 村田光男

改正された特定商取引法(特商法)は平成21年12月1日に施行されました。特商法そのものは、「購入者の利益の保護」と「商品等の流通及び役務の提供の適正かつ円滑」を目的とした行政取締法ですが、訪問販売による高齢者の高額被害の防止等を眼目とする今回の改正で民事効果が増強され、消費者保護法の色合いを一層強めています。

特商法の理解のためには、消費者契約法と割賦販売法を合わせて理解することが有益です。それは、これらの法律は相互に補完し合っているからです。

それでは、上記2つの法律の最重要点をおりまぜ、特商法の改正点をご説明します。

特商法の「特定」の「商取引」とは、被害が生じやすい、訪問、電話、通信という3つの方法による販売と、販売担当者を繰り返す連鎖販売、エスティックサロン・語学教室・学習塾・家庭教師・結婚相手紹介サービスの6種類に限られていますが継続的にサービスを提供するもの、仕事を出しますよと言って勧説するもの、これら6つの取引を言います。今回の特商法改正の重要な点は次のとおりです。

①最重要点は、訪問販売における「過量販売」について規制を定めた点です。消費者は、自分の日常の必要量を著しく超える量の商品や権利または役務を販売・提供する契約を締結させられた場合、その契約を解除できることになりました。但し、解除できるのは契約から1年以内です。過量販売規制は訪問販売に限った規制です。なお、消費者契約法でも、重要な事項について業者が嘘を言ったり(不実告知)、消費者に不利なことを言わなかったり(不利益事実の不告知)、「絶対効き目があります」等と断定的なことを言ったり、訪問業者が帰らなかったり、消費者を帰してくれなかったりした場合の5つの場合には、契約を取り消せることになっています。消費者契約法は、6つの取引に限定する特商法と違い、消費者を相手とする全ての商取引に適用があります。特商法でも、不実告知や不利益事実の不告知について契約を取り消すことができると定めていますが、上記6つの商取引に限定していることもあり、消費者契約法よりも取消の要件を緩くして取消しやすくなっています。

②また、訪問販売では執拗な勧説が多いことから、契約をしないと意思表示をした消費者への再勧説が禁止されました。禁止の効果は行政処分または刑事処分です。

③特商法は、これまでにも、上記6つの取引の中の通信販売を除く5つの取引について、8日ないし20日の一定期間であれば理由なく契約を解除できるクーリングオフの権利を定めています。通信販売を除外した理由は、通信販売では、業者からの切迫した勧説がないからとされています。被害の多発するインターネットを使った通信販売はじめ、およそ通信販売での問題回避を狙った今回の改正では、広告に返品できないことが記載されていない場合は、商品到着後8日以内であれば送

料購入者負担で返品できるとしました。しかし、これではクーリングオフほどの効果は望めません。業者が「返品不可」と広告すれば、返品不可となってしまうからです。

④通信販売の1つの電子メール広告ですが、消費者からの請求または承諾を得ない送信は禁止されました。オプトイン規制といい、禁止の効果は行政処分または刑事処分です。

⑤訪問、電話、通信という3つの方法による販売ですが、販売の対象は政令で指定した商品と役務(サービス)と権利に限られていました。政令とは内閣が定めた規則を言います。この内、商品と役務については指定を外し、全てのものが対象になりました。即ち、取締りの範囲の拡大です。但し、商品や役務でも、生鮮食料品や葬儀等のクーリングオフになじまないものは規制の対象外とし、また、権利は指定が残りました。この点は、割賦販売法でも、信用販売(クレジット)に関して同様の改正がなされました。

特商法の重要な改正点は以上ですが、最後に、改正割賦販売法の重要な点を付記します。

それは、被害が多発している、クレジットカードを使わない個別に契約書を交わす信用販売の場合ですが(このカードを使わないクレジット販売を個別クレジット取引と言い、カードを使うものを包括クレジット取引と言います)、①特商法の6つの取引の中の通信販売を除く5つの取引については、信用販売そのものをクーリングオフできることになり、従って、クレジット会社に対する代金返還請求が可能となりました。行使期間は特商法と同じです。なお、クーリングオフは、消費者がクーリングオフすることを妨げる事由があれば、行使期間は進行しません。②特商法の6つの取引の中の通信販売を除く5つの取引については、販売業者が不実告知や不利益事実の不告知を行ったとき個別クレジット契約を取り消し、クレジット会社に対する代金返還請求が可能となりました。なお、①と②で通信販売を除外したのは特商法と同じです。直接的な勧説行為がないことが理由ですが、通信販売を外したことは不徹底と思われます。更に、③訪問販売業者が過量販売を行ったときは、消費者は個別のクレジット契約をも解除でき、この場合もクーリングオフ同様、クレジット会社に対し代金返還請求が可能となりました。過量販売規制は訪問販売における個別クレジット取引に限った規制です。

問題が生じたときには、まず、市町村の消費者相談室(または、消費者相談センター)で相談なさることをお勧めします。消費者相談員は、日々、特商法違反の相談を受けている消費者問題専門の方々であり、相手方と電話での交渉まで引き受けてくれる消費者の強い味方だからです。電話の交渉では解決しない場合は、私ども弁護士がお手伝いすることになります。「何か変だ!」と思ったら、迷わず、まず消費者相談室にご相談下さい。

労働審判制度について

弁護士 北 西 裕 司

Q 労働審判制度とはどのようなものですか？

A 司法制度改革一環として、裁判員裁判制度や法科大学院制度などとともに導入された制度です。平成16年4月に労働審判法が制定され、労働審判手続きは、平成18年4月以降、全国の地方裁判所(本庁)で実施されています。労働審判は、裁判官と労使の専門家による合議体が、個別労働関係紛争事件を、3回以内の期日で審議し、その間調停による解決を図り、調停で解決できなければ審判を行うというものです。司法制度改革の中では唯一の成功例などとの評価もあるほど、労使双方から高い評価を得ています。

Q 労働審判制度の特色とはなんですか？

A まず、第1に「3回以内の期日において、審議を終結しなければならない。」（15条2項）として迅速な紛争解決を図っていることです。

第2に労使それぞれから1名ずつ労働関係の専門家である労働審判員2名と、法律の専門家である労働審判官（裁判官）1名の合計3名による合議体により、労働紛争の実情に即した適正な解決を図ろうとしていることです。

第3に労働審判手続きは、紛争の早期の解決を図るために、調停手続きを組み込んでいることです。

第4として、調停による解決が困難であるときは、具体的な事情に即した審判を下すことが出来るということです。

第5は、審判が下されても、当事者が異議を申し立てれば、労働審判は効力を失い（21条3項）、労働審判の申し立て時に遡って訴えの提起がなされたとみなされ（22条1項）、訴訟手続きに自動的に移るということです。

Q 労働審判を申し立てたいと考えていますが、霞が関まで通うのかと思うと大変です。

A 労働審判は、実施当初は、各地方裁判所の本庁にしか申し立てることが出来ませんでしたが、平成22年4月からは、福岡地裁小倉支部とともに、東京地裁立川支部でも申し立てることが可能となりました。

Q 労働審判を申し立てるときに注意すべきことを教えて下さい。

A 労働審判は迅速な紛争解決を図るために3回以内の期日で審理を終結させることになっています。そこで、短期間で解決が出来るようにするために労働審判申立書を充実させる必要があります。そのために、労働審判規則第9条は、申立書に記載すべき事項を列挙しています。具体的には、申立人は申

立書に、申立ての理由、争点、争点ごとの証拠、交渉経緯などを記載する必要があります。裁判所のホームページに申立書の書式がありますので、参考にして下さい。

Q 労働審判を申し立てたいのですが、弁護士に依頼する必要がありますか。

A 原則として労働審判は、本人による申立てが可能であり、弁護士に依頼する必要はありません。しかしながら、労働事件は民事紛争の中でも特に専門性が強い分野であることや、申立書や審判期日を充実させる必要性などから、専門家である弁護士に依頼されることをお勧めします。労働審判は、法律上や実際の運営でも弁護士を代理人とすることを前提としていると考えられます。

Q 労働審判を申し立てられました。 どのようにすればよいですか。

A とにかく、早急に弁護士に相談することです。労働審判では答弁書を作成することが一番大変です。なぜなら、答弁書は第1回期日以前に提出する必要がありますが、第1回期日は申立てから40日以内に開催されることが規則で定められているからです（規則13条）。審判員に充分に検討してもらうためには、答弁書の提出期限を守る必要があります、その期限は、第1回期日の約1週間前に設定されます。すると、相手方が準備する期間としては、不十分な時間しかありません。東京地裁の本庁では、労働審判における第1回の期日を充実させるため、2時間枠で審議しており、そのためにも、第1回前の準備は万全にしておく必要があります。東京地裁では、申立書を相手方に送付する際に「労働審判の相手方代理人となられた皆様へ」という文書も添付しており、事实上弁護士が就くことを前提としています。会社の実情を知っている顧問先の弁護士に依頼するならまだしも、初めて弁護士に依頼する場合には、申立書が送られてきた時点で早急に弁護士に相談すべきです。

Q 私には弁護士の知り合いがおりません。 どのような弁護士に依頼すべきでしょうか。

A 弁護士の業務の中でも労働事件はとりわけ専門性が強く、弁護士の中でも取り扱う人が少ないばかりか、労働者側と使用者側とで対立しておりそれぞれ扱う弁護士が異なります。

但し、最近では労使双方とも扱う弁護士も増えてきているので、まずは、弁護士会の相談センターに行くことをお勧め致します。

弁護士会の仲裁及び和解あっせん手続きをご存じですか？

弁護士 小林 克信

① 裁判をせずにトラブルを解決できます。

仲裁及び和解あっせん手続きは、弁護士会の仲裁人候補者名簿から仲裁人・あっせん人として指名されたベテラン弁護士、元裁判官、大学教授等が、トラブルとなっている当事者から話を聞き、妥当な解決を目指す裁判外紛争解決手続（ADR）です。仲裁は、当事者間に仲裁の合意がある場合に仲裁人の判断により紛争を解決するものです。和解あっせんは、紛争当事者が、あっせん人を交えて話し合いを進め、当事者の合意により紛争を解決するものです。

弁護士会の仲裁及び和解あっせん手続きの受理事件数は、全国で年間約1000件を越えます。利用されている手続きの多くが、和解あっせん手続きであるため、以下は、和解あっせん手続きについて、説明します。

② 対象事件に制約はなく、申立ても簡単です。

話し合いにより解決ができる事件であれば、どんな事件でも申立てが可能です。喧嘩や事故の場合に被害者からの賠償請求だけでなく、加害者からの示談の申立てが可能です。近隣紛争や親族・知人間の争いなど、円満な話し合いで解決したい場合にも最適です。不動産や先物取引等の専門的分野の解決にも利用できます。

申立て書は、弁護士会やホームページから入手できます。当事者と紛争の内容を分かる範囲で記載し、弁護士会に申立て書を提出します。提出は、霞ヶ関の弁護士会に持参するか郵送してください。申立て手数料（1万500円）を納めれば、申立ては完了です。簡単ですので、弁護士を依頼せずに本人で申立てが十分にできます。

申立てを受理した弁護士会は、相手方に話し合い解決を希望するか否かの意思確認をします。相手方が話し合いに同意すれば期日が指定されます。この段階で相手方に話し合い解決の意思があるかどうかの確認ができます。

③ 迅速で公正な解決ができます。

指定された期日に（申立ての受理日から約3～4

週間後）申立て人と相手方に弁護士会館に来てもらいます。面談室で、中立・公正な立場のあっせん人が、申立て人と相手方からトラブルの内容や解決の考え方について、じっくりと時間をかけて話を聞きます。あっせん人は、両当事者から信頼されるように心を配り、紛争の公正妥当な解決を図れるように全力を尽くします。一回の期日で解決しない場合には、できるだけ期間を置かないで2、3回と話し合いの期日を持ちます。あっせん人から和解案が提案されることもあります。和解が成立すると、法律家が関与した適切な和解契約書が作成されるので、安心です。解決事件の半数以上が、申立て後100日以内、期日も3回以内で解決されています。

④ 費用も安価です。

和解あっせん手続きを利用する際には、以下の手数料が原則として必要ですが、弁護士等が紛争解決に関与する費用として、安価なものとなっています。少額事件などの場合に、弁護士を依頼して早期に適正な解決をしたいが、費用を考えると躊躇ことがあると思います。その場合でも、以下の費用で、あっせん人である弁護士を入れた適正な解決ができるのです。

- (1) 申立て手数料 一律で金10,500円
- (2) 期日手数料 1期日毎に申立て人及び相手方が、それぞれ金5,250円を負担。
- (3) 成立手数料 紛争が解決した場合に、解決額として示された金額を基準に決められます（例えば、300万円以下は8%）。

負担割合は話し合いにより決まりますが、当事者で折半して負担するケースが大半です。

⑤ 弁護士会多摩支部会館でも実施されます。

多摩地域の市民が、霞ヶ関の弁護士会まで行くのは大変です。今年から立川の弁護士会多摩支部会館で和解あっせん期日を開催できることになります（申立ては、霞ヶ関に郵送で）。

ぜひ、トラブルを一人で悩まずに、弁護士会の仲介及び和解あっせん手続きを御利用ください。

裁判員裁判を担当して

弁護士 木 村 真 実

〔1〕はじめに

昨年5月から裁判員裁判が始まり、立川の裁判所でも毎週のように裁判員裁判が行われています。私も、この文章がみなさんのお目にとまるころには、自分の初めての担当事件の法廷が終わっていると思います。そこで、裁判員裁判の概要を(特に弁護士の目から)改めてお知らせしたいと思います。

〔2〕起訴されるまで

裁判員裁判の対象事件は、死刑又は無期の懲役もしくは禁固にあたる事件、法律で裁判官3人で裁くとされている事件のうち、故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものです。具体的には、殺人(未遂)、強盗致死傷、強姦強制わいせつ致死傷、傷害致死、危険運転致死、現住建造物等放火、身代金目的誘拐、保護責任者遺棄致死、麻薬特例法違反等です。これまでの統計から、多摩地域(東京地方裁判所立川支部)では年間40~50件くらいかと考えてきましたが、実際には思ったより多そうです。

裁判員裁判対象事件であっても、起訴されるまでの被疑者段階(起訴前を被疑者、起訴後を被告人といいます)の弁護活動は、これまでの事件と同様です。弁護人は、被疑者の言い分をよく聞き、適正な捜査がなされるようチェックします。

〔3〕公判前整理手続

裁判員裁判の対象になる事件は、すべて公判前整理手続に付されます。この手続きでは、事件に関する証拠が検察官から開示され、検察官・弁護人がどのような主張をするのか、どこが争いになる点かを整理し、どのような日程で裁判を行うかが決められます。

これまで、公判(法廷での裁判)が始まつてから検察官の主張が明らかにされ、その主張を裏付けるための証拠が請求されてきました。弁護士としては、その主張・証拠に対応する活動をしていくべきよかったです。しかしながら、裁判員裁判事件では、公判前整理手続のなかで弁護人も主張を提示しなくてはならなくなり、その主張を裏

付ける証拠調べも請求しなければならなくなりました。私の担当した事件でも、事前に色々と決めていくのはたいへんでした。

〔4〕公判

公判は、原則として裁判官3人、裁判員6人(争いがない場合の一部は裁判官1裁判員4)の合議体で行います。

公判が始まると被告人が人違いでないことを確認した後、検察官・弁護人双方からそれぞれの主張が示されます(冒頭陳述)。これで争点が明らかになるわけです。今まででは弁護人の冒頭陳述はやらなくてもよく、実際ほとんどの事件では行われませんでした。

その後、証拠調べに入ります。検察官、弁護人からあらかじめ予定された書類が読み上げられ、証人が尋問され、被告人質問があります。裁判員も尋問することができます。私の担当した事件でも、裁判員の方から質問がありました。

最後に、検察官の意見と求刑、弁護人の意見と相当な量刑が述べられます。今まででは弁護人は「寛大な刑を」等と述べることが多かったので、具体的に何年が相当、等と述べることは新しい経験で、私の担当した事件でも苦労しました。

〔5〕評議

手続きが終った後、通常1日から2日程度、9人で評議をします。犯罪が成立するか、するとしてどのような量刑が相当かを議論します。

〔6〕判決

評議の結果を裁判長がとりまとめて判決を言い渡します。

〔7〕おわりに

裁判員裁判は、私たちにとっても初めてで、慣れるまでたいへんです。特に弁護士は、多くの民事事件を抱えながら裁判員裁判に取り組むので、時間的な制約も大きいです。

しかし、この制度が正しく運用されるよう努力していきたいと思っています。

クレサラ問題について

弁護士 増井 賢

はじめに

「消費者金融からの借金や銀行ローンが返せない。」こんな悩みについて、法的にどのように解決を図っていけばいいのでしょうか。借金関係の相談について、弁護士は、その方の借金の額、資産や収入、職業など様々な事情に応じ、大きく分けて三つの方法を取っています。

分割交渉と返済「任意整理」

一つ目は「任意整理」と呼ばれる個別交渉です。債務者の方の収入に応じて返済の計画を立て、債権者と個別に返済の合意をしていきます。返済期間の目安はおよそ3年から5年くらいで、これ以上の返済期間だと各債権者との合意は難しいかもしれません。

ただし、消費者金融からの借金については、債務者の方が思っているよりも減っていることがあります。日本の法律では、お互いが納得の上で利率の取り決めをしても、無制限に利息を取っていいわけではなく、法律で定める上限があります。従来、消費者金融では、この制限利率を超える金利を取っていました。

しかし、超過金利はあくまで無効であって、余分に払った利息分は、元本を返したことにしてよいとされています。従って、消費者金融が請求している金額は正確ではなく、実際には借金額が少なくなるケースがしばしばあります。貸し借りの期間が長いケースでは、元本が既に無くなっていたり、ひどいケースでは、元本以上のものを払わされて、逆に取り戻しができるようになっていたりすることもあります（過払い金と呼んでいます。）。

それでも支払えない方へ「破産」

もっとも、収入が全くないとか、借金が収入に比べて多すぎるために、分割でも返して行けないようなケースでは、裁判所の手続を利用して「破産」という手段をとるしかありません。これが二つ目の方法です。

破産手続は、免責という決定により、債務から解放されるため、経済的なリスタートを切りやす

いといえます。

しかし、破産は負債から解放される反面、条件やデメリットもあります。例えば、ギャンブルや無駄遣いによって作った借金については、その程度によっては免責が許されないこともあります。また、破産手続の間、警備員や保険外交員のように、他人の財産を管理する一部の職には就くことができません。

さらに、破産手続をとった場合、所有している主な財産は換金され、債権者への配当などへ回されることになります。もちろん、生活必需品や最低限の現金、預貯金などは残すことができますが、不動産や保険（解約返戻金が高額な場合）、多額の預貯金は放出しなくてはならないこともあります。特に、マイホームに住んでいる場合は、生活の本拠である住居を手放さなくてはならないので、債務者にとっては大きな負担となります。

住宅をお持ちの方へ「個人再生」

そこで、住宅ローンを抱えて支払いが厳しい、でもマイホームもできれば手放したくないというケースに主に対処するため、「個人再生」という3つ目の方法が出てきます。

これは、先に挙げた任意整理と破産の中間的な方法で、やはり裁判所への申し立てが必要です。そして、抱えている負債総額の最大80%までをカットし、その残りを原則3年、最長で5年という期間内で返済をする計画（再生計画といいます。）を立てて、裁判所の認可を得た上で、遂行していきます。

この手続の最大の利点は、住宅ローンをきちんと支払っていく代わりに、住宅を残す方法が認められている点です。本来、住宅ローンも借金の一つであって、他の借金と一緒に清算し、同時に住宅も手放すのが筋なのですが、個人再生では、住宅ローンを特別扱いする形で、住宅を残す道があるわけです（ただし、いろいろと条件がありますので、詳細は弁護士にお尋ねください。）。

近年、不動産価格の値下がり傾向もあり、不動産を売却しても、ローンを完済できないケースもしばしばあることから、個人再生はその重要性を増していくかもしれません。

法律相談センターのご案内

東京三弁護士会多摩支部 <http://www.tama-b.com/>
法律相談をクリックしてください

立川法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※JR立川駅北口より徒歩5分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

立川法律相談センター
〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12F
042-548-7790

クレサラ専門相談は無料!!

八王子法律相談センター

受付は電話予約制です

受付

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前9時30分～午後4時30分

相談日

月曜日～土曜日(祭日を除く)
午前10時～午後3時30分

*専門相談有り、詳しくは
お問い合わせ下さい



※京王八王子駅西口より徒歩3分
※JR八王子駅北口より徒歩7分
※駐車場がありませんので車での
お越しはご遠慮下さい

八王子法律相談センター
〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11
042-645-4540